有効活用を検討している庁舎等の空きスペースの情報

京都府

「有効活用を検討している庁舎等の空きスペースの情報」をご覧いただくにあたって

Ⅰ概要

国の庁舎等における空きスペースを有効活用するため、空きスペースの情報を公表するとともに、活用要望 等の受付を行っております。

こちらに掲載されている空きスペースに関して、活用要望やお問い合わせがある場合は、注意事項等をご確認の上、Webページ記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

メールでのお問い合わせの場合は、以下の事項を記載の上、Webページのリンクよりご連絡ください。

【財産名称】【検討箇所番号】【使用用途】 ※未定の場合はその旨をご記載ください。

▮注意事項

- 使用許可(国が事業者等に対して、庁舎等の敷地または建物の一部において、使用又は収益を許可する制度)による活用を検討しております。
- 使用許可に際して、その面積や範囲、期間等の条件を調整の上、原則公募によって使用許可を行うこととなります。
- 使用に際して、使用料をお支払いいただく必要がございます。使用料の金額は立地のほか、使用用途や面積等により変動 いたします。
- 外部に開放されたスペースを除き、原則、開庁時間以外は一般の方の立入が制限されます。ご了承の上、ご検討いただけますと幸いです。
- 掲載の情報は、令和7年6月時点のものです。現在の状況とは異なる場合がございますので、ご了承ください。
- 掲載の位置図及び図示された区画は、あくまで空きスペースの位置を示すもので、実際とは異なる場合がございます。予めご了承ください。
- 掲載の徒歩分数、寸法、面積等は、おおよその目安となる数値です。実際とは異なる場合がございますので、予めご了承ください。

「有効活用を検討している庁舎等の空きスペースの情報」目次

▼ No.をクリックすると、該当ページへ移動します。

No.	財産名称	所在地	交通
1	京都第2地方合同庁舎	京都市左京区丸太町川端東入ル 東丸太町34-12	京阪鴨東線「神宮丸太町」駅 徒歩約5分
2	京都地方法務局舞鶴支局	京都府舞鶴市字西小字西町110 -5	JR舞鶴線「西舞鶴」駅 徒歩25分

財産名称 京都第2地方合同庁舎

所在地	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12
交通	京阪鴨東線「神宮丸太町」駅 徒歩約5分
	用地地域:近隣商業地域
_ L ↓uh	建蔽率:58%
土地	容積率:344%
	地積:1,342㎡
Z =1 ⊬/m	建築面積: 782㎡
建物	延床面積:4,625㎡
駐車場	20台程度
所管	近畿財務局
開庁時間	8:30-17:15(月曜日から金曜日)(土日祝日等除く)



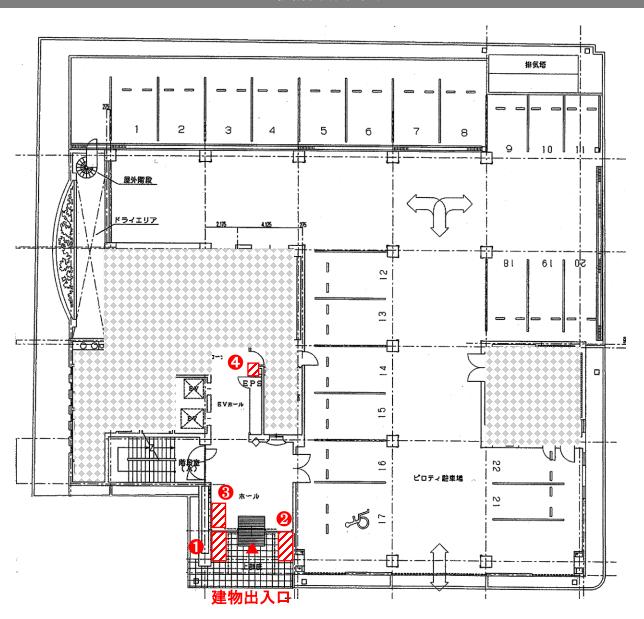




備考

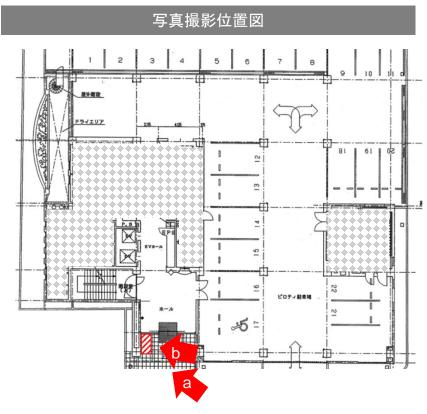
京都第2地方合同庁舎

検討箇所 位置図



財産名称 京都第2地方合同庁舎 検討箇所❶建物出入口外(西側)



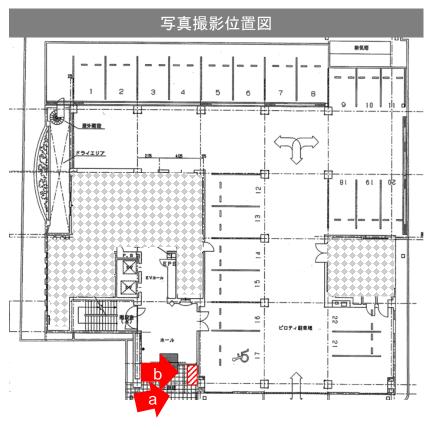




- 約2.81㎡の床(傾斜あり)
- 丸太町通りに面した敷地
- 庁舎出入口横であり視認性が高い
- 使用に際しては景観を損ねないよう留意が必要

財産名称 京都第2地方合同庁舎 検討箇所❷建物出入口外(東側)



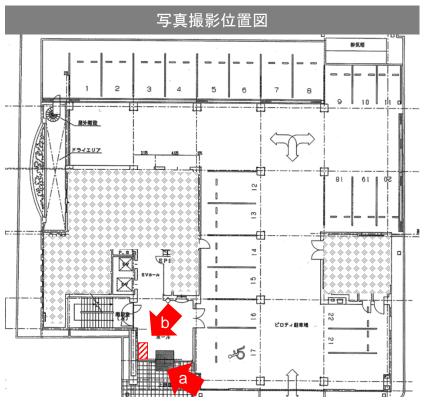




- 約2.16㎡の床(傾斜あり)
- 丸太町通りに面した敷地
- 庁舎出入口横であり視認性が高い
- 使用に際して看板・インターホンに干渉しないよう、留意が必要

財産名称 京都第2地方合同庁舎 検討箇所❸庁舎出入口横(内側)



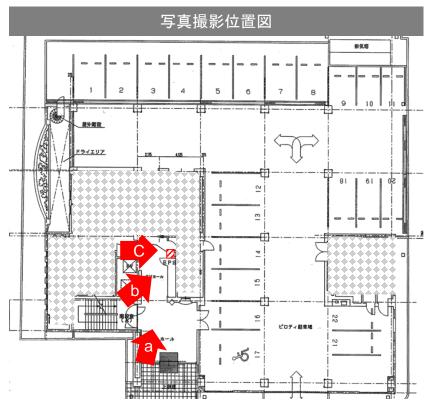


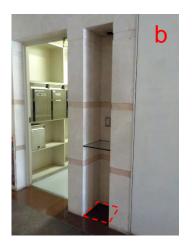


- 約2.0㎡の床
- 庁舎出入口付近であり視認性が高い
- 開庁時間のみ出入り可能

財産名称 京都第2地方合同庁舎 検討箇所④エレベーターホール端









- 約0.13㎡の床
- 開庁時間のみ出入り可能
- 壁面コンセントの利用は、管理者との調整が必要

財産名称

京都地方法務局舞鶴支局

所在地	京都府舞鶴市字西小字西町110一5
交通	JR舞鶴線「西舞鶴」駅 徒歩25分
	用途地域:準工業地域
L ±1b	建蔽率:35%
土地	容積率:60%
	地積:1,961㎡
7####m	建築面積:695㎡
建物	延床面積:1,186㎡
駐車場	30台程度
所管	京都地方法務局
開庁時間	8:30-17:15(月曜日から金曜日)(土日祝日等除く)

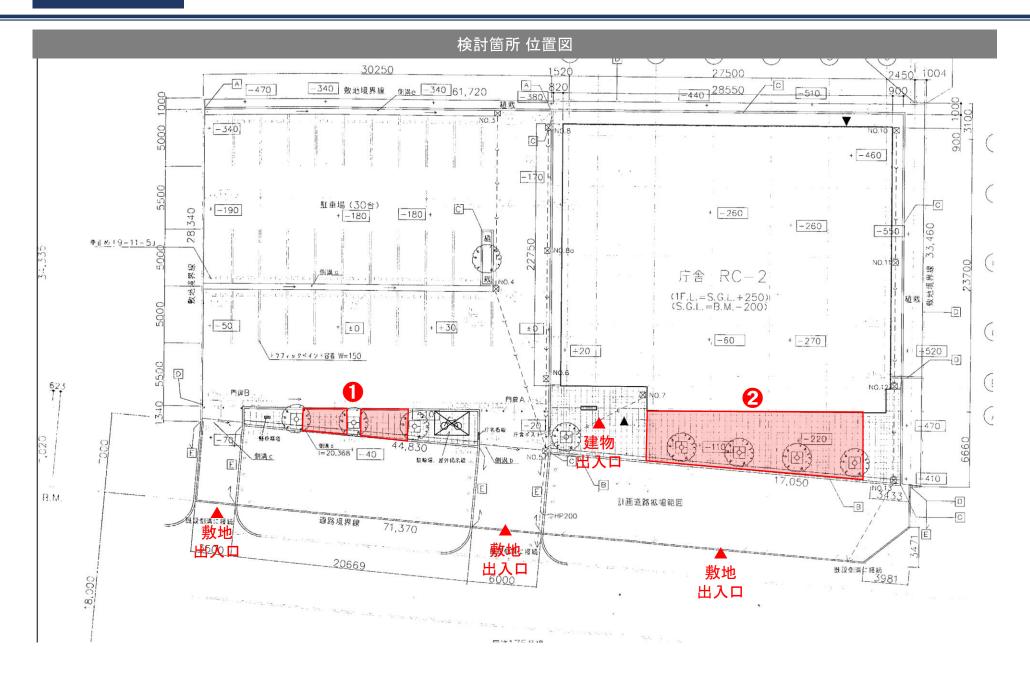




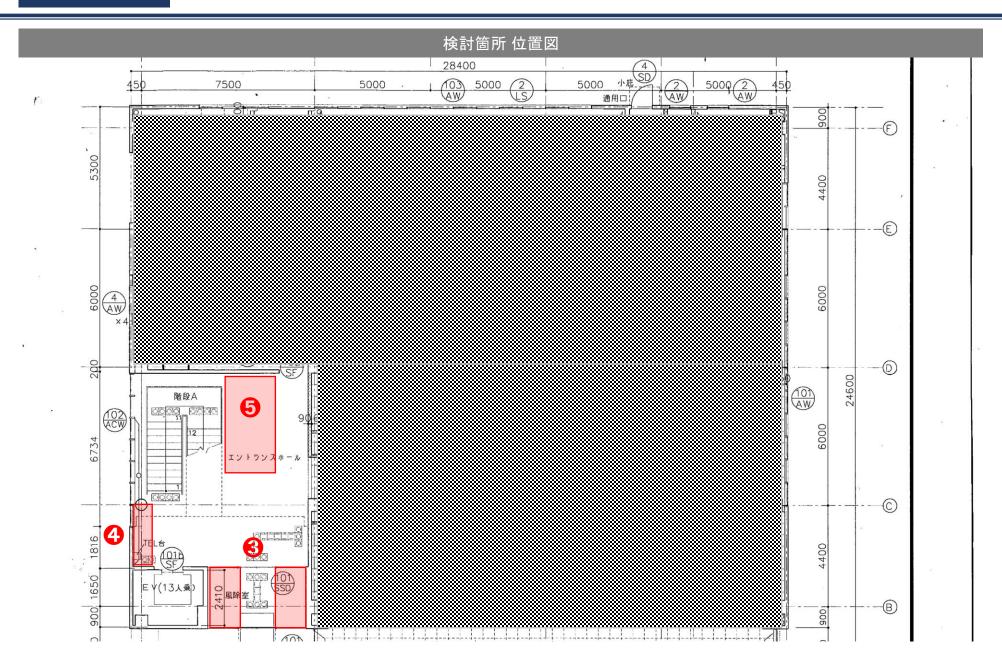


備考

京都地方法務局舞鶴支局



京都地方法務局舞鶴支局



財産名称 京都地方法務局舞鶴支局

検討箇所❶敷地内









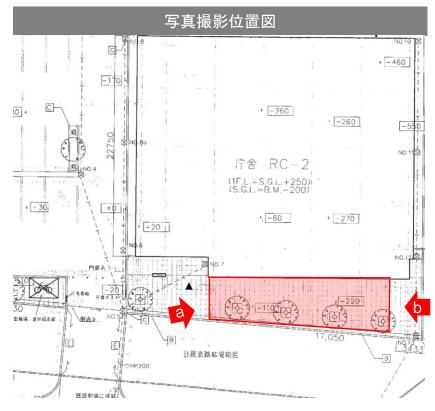
- (左側)約6㎡、(右側)約7㎡の敷地
- 敷地出入口付近のため、視認性が高い
- 駐輪場に隣接しているため、動線に留意が必要
- 壁面(左側)に掲示があるため、視認の妨 げとならないよう留意が必要

財産名称 京都地方法務局舞鶴支局

検討箇所**②**敷地内





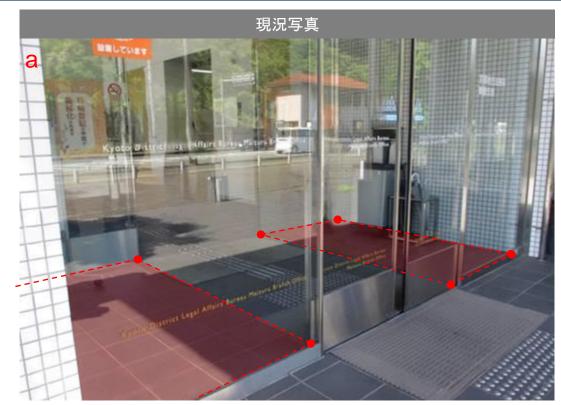


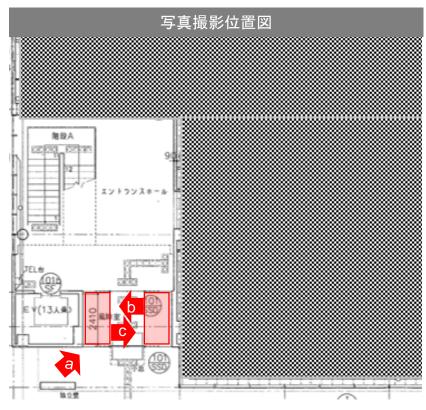
- 約100㎡の敷地
- 敷地出入口付近のため、視認性が高い
- 道路側に植木(3本)及びポール(4本)あり
- 窓ガラス面に掲示があるため視認の妨げとならないよう、また窓面からの採光を遮ることのないよう留意が必要

財産名称

京都地方法務局舞鶴支局

検討箇所❸風除室内





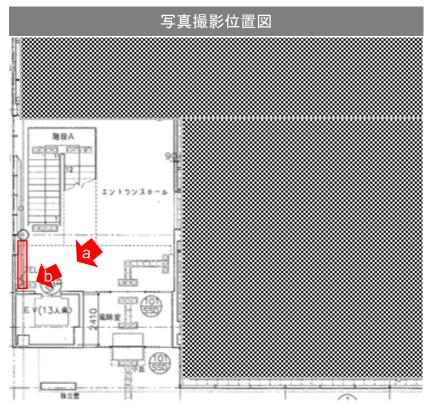




- それぞれ約3.1㎡の床
- 傘立て・立て看板が設置されているが、 使用許可に際して移動を検討する







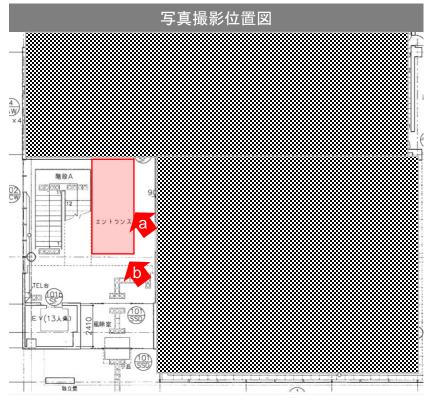
- 約1.4㎡の床
- 記入台・棚が設置されているが、使用許可に際して移動を検討する
- bのコンセントの利用は管理者との調整が 必要
- エレベーター利用者の動線の妨げにならないよう留意が必要

財産名称

京都地方法務局舞鶴支局

検討箇所・サエントランスホール内







- 約14.3m³の床
- 可動式掲示板等が設置されているが使用許可に際して移動を検討する
- 壁面の案内板やポスター等の視認の妨げとならないよう留意が必要
- 通路と隣接しているため、通行者(車椅子利用者等を 含む)の動線の妨げとならないよう留意が必要
- 使用許可範囲や使用可能期間等は、調整の上決定